

西伯町・会見町合併協議会 第6回会議

日時：平成 15 年 6 月 5 日（木）13:30～16:00

場所：西伯町役場 2 階会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 協議事項

- (1) 議会の事務の取り扱いについて
- (2) 地籍調査事務の取り扱いについて
- (3) 新町の事務所の位置について
- (4) 新町の名称の決定方法について
- (5) 新町の名称の候補の選定について

5 提案事項

- (1) 建設事務の取り扱いについて
- (2) 住民登録等の窓口事務の取り扱いについて
- (3) 国民年金事務の取り扱いについて
- (4) 環境事務の取り扱いについて

6 報告事項

- ・まちづくり委員会の進め方について

7 今後の協議会開催日程について

- ・第7回会議 日時：平成 15 年 7 月 3 日（木） 13:30～16:00
場所：会見町役場 3 階会議室
- ・第8回会議 日時：平成 15 年 7 月 日（ ） : ~ :
場所：西伯町

8 副会長あいさつ

9 閉会

第6回会議 **協議事項** **資料**

西伯町・会見町合併協議会

平成15年6月5日

議案 第1号

議会の事務の取り扱いについて

新町における議会の事務の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

平成 15 年 6 月 5 日

西伯町・会見町合併協議会

会 長 坂 本 昭 文

2町の施策の調整方針について(議会部会)

項目	現況		課題	調整
	西伯町	金見町		
特別委員会	広報調査 病棟調査 合併調査	8人 16人 16人	合併等調査 発行回数 編集体制	12人 4回 議会と事務局
議会広報	発行回数 編集体制	4回 議員のみ	全文記録(テープ) 業者委託	両町の制度を継続する
議会会議録	全文記録(テープ) 業者委託		議会の印 議会議長印 議会副議長印 議会常任委員長印 議会特別委員長印 議会事務局局長印	西伯町の例による (議運委員長印追加)
公印	議会の印 議会議長印 議会副議長印 議会常任委員長印 議会特別委員長印 議会事務局局長印		議会の印 議会議長印 議会副議長印 議会常任委員長印 議会特別委員長印 議会事務局局長印 (議会公印規程)	
議場議席	(根拠法令)	(議会公印規程)	12議席	合併時までに調整する
監査委員報酬	20議席	議員選出 議員を有する者	議員選出 議員を有する者	金見町の例による
議員数	5人 専任 2人 兼任 3人	6人 (専任 1人 兼任 5人)	6人 (専任 1人 兼任 5人)	町長部局並びに各種委員会 部局の配分と併せて 合併時までに調整する。
(担当課)	議会事務局(番田)	議会事務局(武田)	議場の位置	
(根拠法令)			報酬額が異なる	

議案 第2号

地籍調査事務の取り扱いについて

新町における地籍調査事務の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

平成15年6月5日

西伯町・会見町合併協議会

会長 坂本 昭文

議案 第3号

新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置について、次のとおり決定する。

平成15年6月5日

西伯町・会見町合併協議会

会長 坂本 昭 文

位置の決定に当たっては、（新庁舎を建設する。・現有庁舎を活用する。）こととする。

(参考) 新町の事務所の位置に関して決定された事項(第3回協議会: 3月4日)

- 1 新町の事務所の位置は、平成15年7月までに決定することとする。

- 2 事務所の位置決定に当たっては、次の観点から総合的に検討することとする。
 - (1) 住民サービスを低下させないこと。
 - (2) 業務効率を低下させないこと。
 - (3) 新事務所への業務移管に著しい費用を伴わない方法とすること

- 3 事務所の位置決定に当たっては、次の要素を総合的に検討することとする。
 - (1) 両町が現在保有している庁舎の現況(室数、床面積、駐車場など)
 - (2) 交通事情(道路現況、バス路線など)
 - (3) 主要公共施設(郵便局、病院、老人ホームなど)
 - (4) 公共的団体の施設等(JA、社会福祉協議会など)
 - (5) 地理的条件(移動距離・所用時間、産業集積、河川など)
 - (6) 人口現況(集落・自治会単位ごとの人口、世帯数など)
 - (7) その他の周辺施設(観光施設、大型小売店など)

新町事務所案の検討比較

検討事項	新庁舎建設案	現有庁舎利用方式		摘要
		西伯庁舎本庁方式	会見庁舎本庁方式	
経費	当面、多大な経費が必要となる。なお、合併特例債の適用については、現有庁舎の財産処分が条件となる可能性が高い。	合併時は多大な経費を伴わない。 一部改修経費等が必要。 おおむね25～30年後には、建て替え時期が訪れる。	合併時は多大な経費を伴わない。 議場については、かなりの改修が必要。 おおむね25～30年後には、建て替え時期が訪れる。	経費面では、今後数十年間は、現有庁舎利用方式が有利。
住民サービス	従来型の執務方法を前提とすれば、1カ所で多様なサービスが受けられる。 住民台帳関係など定型的な窓口業務については、IT環境の整備をすれば低下を防げる。 住民の相談などは、支所機能を充実させなければ2町体制より低下する。	従来型の執務方法を前提とすれば、用務に応じて別の事務所へ行く必要が生じる。 住民台帳関係など定型的な窓口業務については、IT環境の整備をすれば低下を防げる。 住民の相談などは旧会見町地区の住民には、支所機能を充実させなければサービスが低下する。	従来型の執務方法を前提とすれば、用務に応じて別の事務所へ行く必要が生じる。 住民台帳関係など定型的な窓口業務については、IT環境の整備をすれば低下を防げる。 住民の相談などは旧西伯町地区の住民には、支所機能を充実させなければサービスが低下する。	従来型の執務方法であれば、一般的には新町建設方式が有利。 しかし、IT環境の整備により定型的な窓口業務は従来よりサービス拠点を増やすことが可能であり、いずれの案も、補完的な措置をいかに行うかが課題であり、単純に優劣を決定できない。
新事務所体制への移管	建設に要する期間を考えれば、合併当初は現有庁舎を利用せざるを得ない。	短期間での移管が可能。	短期間での移管が可能。	新体制への移管自体は、現有庁舎利用方式が有利。
業務効率	執行部、議会及び各種委員会相互間の連絡が取りやすい。	IT環境の整備により補完が可能ではあるが、事務局相互が疎遠になる。	IT環境の整備により補完が可能ではあるが、事務局相互が疎遠になる。	行政内部の都合を考えれば、事務所の一元化ができる新庁舎建設方式が有利。
住民感情	合併のシンボルとなりうる。 位置によっては、旧町間に確執を生じる。	西伯町民は受け入れやすいが、会見町民は受け入れがたい。	会見町民は受け入れやすいが、西伯町民は受け入れがたい。	いずれの案も長短があり、必ずしも優劣の判断ができない。

凡例 ・・・・優れている。 ・・・・やや劣っている。 ・・・・劣っている。 ・・・・大変劣っている。

執務職員数と使用面積の検討

区分	西伯町	会見町	合計	合併後	摘要
特別職	2	2	4	2	
一般職	109	73	182	182	
内、本庁舎勤務の職員数(議会を除く。)……A	70	52	122	122	
庁舎の床面積(m ²)……ア	2,540	2,144	4,684		
執務スペースの面積(m ²)……イ	565	396	961		
会議室等共用スペース(m ²)……ウ	278	275	553		
特別職等利用面積(m ²)……エ	82	67	149		
議会事務局(m ²)……オ	530	353	883		
廊下、トイレ等面積(m ²)……カ = ア - (イ + ウ + エ + オ)	1,085	1,053	2,138		
本庁舎で執務する一般職員一人当たり使用面積(m ²)……キ = イ ÷ A	8.1	7.6	7.9		8.0 m ² とする = B

区分	西伯町	会見町	合計
西伯庁舎を本庁舎とした場合の一般職員の最大執務可能面積……ク	843	1,091	1,934
西伯庁舎:イ + ウ			
会見庁舎:イ + ウ + エ + オ			
各庁舎の執務可能人員ケ = ク ÷ B	105	136	
本庁舎の執務人員を最大とした場合の支庁舎の職員数……コ = A - ケ		17	

区分	西伯町	会見町	合計
会見庁舎を本庁舎とした場合の一般職員の最大執務可能面積……ク'	1,455	671	2,126
西伯庁舎:イ + ウ + エ + オ			
会見庁舎:イ + ウ			
各庁舎の執務可能人員ケ' = ク' ÷ B	181	83	
本庁舎の執務人員を最大とした場合の支庁舎の職員数……コ' = A - ケ'	39		

町長が執務する庁舎に議会を置くこととして試算。

各集落から庁舎への自動車による時間距離

遠距離

遠距離の基準

15分

単位名	世帯数	人口	単純時間距離		人口加重時間距離		遠距離集落		遠距離在住者	
			西伯庁舎	会見庁舎	西伯庁舎	会見庁舎	西伯庁舎	会見庁舎	西伯庁舎	会見庁舎
天鷹	276	819	9	2	7,371	1,638				
三崎	59	222	9	2	1,998	444				
寺内	54	191	9	2	1,719	382				
宮前一	47	161	10	2	1,610	322				
宮前二	101	318	9	2	2,862	636				
田住	46	211	12	4	2,532	844				
西原	20	79	12	4	948	316				
諸木	29	117	10	3	1,170	351				
田山	154	474	11	3	5,214	1,422				
福星	53	195	9	3	1,755	585				
浅井	31	136	12	5	1,632	680				
高姫	41	152	9	5	1,368	760				
井上	20	76	11	6	836	456				
御内谷	39	158	10	8	1,580	1,264				
金田	47	183	11	8	2,013	1,464				
市山	44	191	11	5	2,101	955				
縄平	15	59	11	5	649	295				
朝金	42	175	12	6	2,100	1,050				
上野	9	54	14	8	756	432				
池野	31	127	20	12	2,540	1,524	遠距離			127
鶴田	24	81	18	12	1,458	972	遠距離			81
荻名	13	35	14	7	490	245				
東西町一区	103	289	8	5	2,312	1,445				
東西町二区	79	237	8	5	1,896	1,185				
東西町三区	107	284	8	5	2,272	1,420				
東西町四区	115	311	8	5	2,488	1,555				
祥福園	17	17	9	5	153	85				
境	74	300	10	5	3,000	1,500				
坂根	35	143	8	7	1,144	1,001				
谷川	66	224	7	6	1,568	1,344				
柏尾	71	300	6	6	1,800	1,800				
清水川	31	122	5	5	610	610				
下阿賀	97	353	4	5	1,412	1,765				
上阿賀	92	363	5	7	1,815	2,541				
西部やまと園	21	21	4	9	84	189				
四季	59	193	8	6	1,544	1,158				
フォレストタウン	24	79	5	5	395	395				
原	70	273	5	8	1,365	2,184				
北方	31	121	6	8	726	968				
長田	24	97	6	7	582	679				
猪小路	43	159	7	9	1,113	1,431				
与一谷	11	55	6	11	330	605				
鍋倉	6	22	4	10	88	220				
西	31	115	3	9	345	1,035				
口絹屋	13	58	4	10	232	580				
奥絹屋	23	90	6	12	540	1,080				
小原	28	95	4	9	380	855				
倭	54	205	3	8	615	1,640				
橋	20	63	3	9	189	567				
老人ホーム	90	91	3	10	273	910				
西伯病院	7	7	3	8	21	56				
倭二区	6	20	3	8	60	160				
大田田園ハイツ	33	130	4	9	520	1,170				
法勝寺一区	40	92	3	10	276	920				
法勝寺二区	34	113	2	9	226	1,017				
法勝寺三区	17	58	2	10	116	580				
法勝寺四区	17	55	3	10	165	550				
法勝寺五区	16	46	2	10	92	460				
法勝寺六区	19	58	3	10	174	580				
法勝寺七区	26	83	2	10	166	830				
法勝寺八区	14	31	2	10	62	310				
落合上	29	116	4	11	464	1,276				
落合下	33	107	3	10	321	1,070				
落合団地	14	45	3	10	135	450				
三本木中	24	76	3	10	228	760				
三本木下	13	40	3	10	120	400				
戸橋団地	34	85	3	10	255	850				
菅田団地	15	43	3	10	129	430				
城山	53	132	3	10	396	1,320				
戸橋	33	117	3	10	351	1,170				
下鴨部	29	113	3	11	339	1,243				
上鴨部	29	104	4	12	416	1,248				
福類	22	87	4	12	348	1,044				
掛相	18	76	5	13	380	988				
馬佐良	20	77	7	10	539	770				
清水	50	141	3	10	423	1,410				
馬場	69	213	3	10	639	2,130				
徳長	17	67	5	12	335	804				
武信	12	56	6	13	336	728				
道河内	14	63	7	14	441	882				
伐株	13	42	8	15	336	630				
今長	17	68	7	14	476	952				
江原	25	106	8	15	848	1,590				
八金	28	98	9	16	882	1,568	遠距離			98
金ヶ崎	5	13	9	17	117	221	遠距離			13
一柳	10	31	10	17	310	527	遠距離			31
常清	10	29	10	17	290	493	遠距離			29
金山	48	140	11	18	1,540	2,520	遠距離			140
能竹	26	103	6	13	618	1,339				
賀祥	10	43	6	13	258	559				
入蔵	27	98	10	17	980	1,666	遠距離			98
あご牛	18	63	10	17	630	1,071	遠距離			63
早田	23	79	10	18	790	1,422	遠距離			79
赤谷	21	62	13	20	806	1,240	遠距離			62
大河内	11	46	12	19	552	874	遠距離			46
笹畑	5	16	13	20	208	320	遠距離			16
大木屋	16	35	18	25	630	875	遠距離	遠距離		35
合計			690	923	92,717	91,257	3	12	243	710

現庁舎の経費の実績(平成13年度)

(単位:円)

区分	西伯町	会見町	計	岩美町	差し引き		
賃借料	593,887		593,887		593,887		
光熱水費	水道料金	242,180	173,197	415,377	400,155	15,222	
	電気料金	3,623,217	(注1) 2,746,089	6,369,306	6,440,666		
	冷暖房燃料	735,210	959,488	1,694,698	1,340,850		
	小計	4,600,607	3,878,774	8,479,381	8,181,671		
業務委託	庁舎清掃	(注2) 479,968	(注2) 810,259	1,290,227	4,725,000	3,434,773	
	床ワックス、ガラス清掃ほか	484,896	1,349,186	1,834,082			
	植栽維持管理・外構清掃	(注2) 180,000	(注2) 282,101	462,101	1,144,500		
	受水槽・高架水槽清掃	56,700		56,700			
	環境衛生管理			0	525,000		
	庁舎冷暖房衛生設備機器保守		1,585,500				
	空調設備保守点検	265,650		265,650	2,940,000		
	冷温水発生器保守	703,500		703,500			
	消防・自家発電保守点検	(注3) 119,805	221,550	341,355	630,000		
	火災報知器保守	(注3) 168,000		168,000			
	自動扉保守点検			0	420,000		
	電気工作物保守点検	377,280	146,880	524,160	200,000		
	低圧自動力率制御盤保守	94,500		94,500			
	灯油タンク漏洩検査			0	65,100		65,100
	汚水処理関係	(注4) 681,985	(注5) 130,410	812,395	766,500		45,895
昇降機保守			0	1,033,200	1,033,200		
小計	3,612,284	4,525,886	8,138,170	12,449,300	4,311,130		
庁舎管理費計	8,806,778	8,404,660	17,211,438	20,630,971	3,419,533		

- (注1) …役場本体以外に係るものを一部含む。
 (注2) …シルバー人材センターへ委託。
 (注3) …役場周辺の町有建物分を一部含む。
 (注4) …合併浄化槽の保守点検委託。
 (注5) …農業集落排水施設使用料。

庁舎管理費の推計

1 新庁舎における経費の推定

区 分	推定経費(千円)	摘 要
賃借料	0	全用地買収を想定
光熱水費計	9,245	岩美町の実績を面積比で修正
業務委託	清掃等	1,930 窓ふき、ワックスなど技術の必要なもののみ委託、西伯町の2倍を想定
	保守点検等	5,925 現行と同様の建築基準である岩美町程度を想定
	污水处理関係	329 150人、水道使用量2400トン/年、会見町:292千円、西伯町:329千円の内、高額の想定
	昇降機保守	1,034 用地の高効率利用の観点から、3階建てを想定、岩美町程度
	小計	9,218
庁舎管理費計	18,463	
庁舎管理費計	18,500	万円以下切り上げ

2 現庁舎の経費の実績

(単位:円)

区 分	西伯町	会見町	計	岩美町	差し引き	
賃借料	593,887		593,887		593,887	
光熱水費計	4,600,607	3,878,774	8,479,381	8,181,671	297,710	
業務委託	清掃等	1,201,564	2,441,546	3,643,110	4,725,000	1,081,890
	保守点検等	1,728,735	1,953,930	3,682,665	5,924,600	2,241,935
	污水处理関係	681,985	130,410	812,395	766,500	45,895
	昇降機保守			0	1,033,200	1,033,200
	小計	3,612,284	4,525,886	8,138,170	12,449,300	4,311,130
庁舎管理費計	8,806,778	8,404,660	17,211,438	20,630,971	3,419,533	

(注)平成13年度決算額による。

(参考)各庁舎の諸元

区 分	西伯町	会見町	計	岩美町	新庁舎	
概要	建築面積(m ²)	2,540.11	2,144.69	4,684.80	4,534.65	5,152.21
	水道	町水道	町水道	町水道	町水道	
	下水道	合併浄化槽(190人)	農業集落排水	合併浄化槽(320人)	公共下水又は農業集落排水(150人)	
	冷・暖房	重油炊きHP	灯油炊きHP	灯油炊きHP	灯油炊きHP	
	庁舎清掃	一部(ワックス等)委託	全部委託	全部委託	一部委託	
	昇降機	なし	なし	1機	1機	

新町の名称の決定方法について

新町の名称は、次の要領により決定する。

平成 15 年 6 月 5 日

西伯町・会見町合併協議会
会 長 坂 本 昭 文

1 候補の選定について

名称の候補は、次の通り選定する。

(1) 第1次選定

候補数・・・おおむね40とする。

時期・・・第6回協議会(6月5日(木))

選定方法

ア 募集基準に合わないものは除外する。

イ 応募人数の多いもの上位20位までは、候補として選定する。

ウ イで選定したものを除く候補の中から、各委員(鳥取県職員である者を除く。

以下同じ。)が推薦するもの3つまでを全て候補として選定する。

なお、推薦は3候補連記式・無記名の書面により行う。

(2) 第2次選定

候補数・・・おおむね20とする。

時期・・・第8回協議会(8月開催予定)

選定方法

ア 各委員から、候補に対する意見及び町民等からの意見聴取の結果を報告する。

イ 事務局から、事務局に寄せられた意見の状況を報告する。

ウ ア及びイを参考として、各委員が2候補連記方式・無記名による投票を行う。

エ ウの投票により上位20位までを候補として選定する。

オ エにより選定された候補数が20に達しないときは、単記方式・無記名の投票を行い、候補数が20に達するまで上位から選定する。

(3) 第3次選定

候補数・・・5とする。

時期・・・第10回協議会(10月開催予定)

選定方法

ア 第2次選定によって選定された候補について、両町民を対象とするアンケートを実施する。

- イ 各委員から、それぞれの意見聴取の結果を報告する。
- ウ ア及びイを参考として、各委員が単記方式・無記名による投票を行う。
- エ ウの投票により上位5位までを候補として選定する。

2 名称の決定

時期・・・第12回協議会（12月開催予定）

決定方法

第3次選定によって選定された候補について、協議会で協議の上決定する。

3 留意事項

（1）応募者の氏名等の非公開

名称が決定されるまでの間、応募者の氏名、住所等応募者に関する個人情報は一切公開しないこととする。

（2）審議等を非公開とできること及びその手続きの確認

名称の決定に関わる一連の手続きは、西伯町・会見町合併協議会会議運営規程第2条ただし書きの規定により、非公開とすることができるものである。

4 名称の候補に対する意見聴取等

（1）委員の役割

各委員は、選定された名称の候補につき、任意に町民等の意見を聴き、その結果を協議会において報告するものとする。

（2）事務局の役割

事務局は、名称の候補を両町民に広報するとともに、意見等が寄せられた際は、その内容を協議会において報告するものとする。

議案 第5号

新町の名称の候補の選定について

新町の名称の候補の第1次選定を次のとおり行う。

平成15年6月5日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

- 1 応募人数の多いもの上位 位までとして、別紙1のとおり選定する。
- 2 1のほか各委員が推薦する までの候補として、別紙2のとおり選定する。